

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

対馬市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

対馬市長

公表日

令和5年4月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の事務を行う。</p> <p>特定個人情報は、以下の事務で利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨②新生児の訪問指導③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨④妊娠の届出の受理又は届出の事実についての審査⑤母子健康手帳の交付⑥低体重児の届出の受理又は届出の事実についての審査⑦未熟児の訪問指導⑧養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務 <p>これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、各情報保有期間と中間サーバー、情報ネットワークを介して、情報の照会と提供を行う。</p> <p>窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。</p>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名ファイル、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子情報ファイル、妊産婦基本情報ファイル、乳幼児情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条1項、別表第一の49項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号 別表第二 第26,56,70,87の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第39条第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	対馬市 保健部 健康増進課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 TEL.0920-58-1116

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月24日	I-4-②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号 別表第二 第26,56,70,87の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第39条 第44条	1 番号法第19条第8号 別表第二 第26,56,70,87の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第39条 第44条	事後	
令和4年4月28日	I-7 請求先	対馬市 総務部 総務課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	対馬市 総務部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	事後	
令和4年4月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月30日	② 事務の概要	(変更点抜粋) これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、各情報保有期間と中間サーバー、情報ネットワークを介して、情報の照会と提供を行う。	これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、各情報保有期間と中間サーバー、情報ネットワークを介して、情報の照会と提供を行う。 窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。	事前	
令和5年3月30日	③ システムの名称	健康管理システム、統合宛名ファイル、中間サーバー	健康管理システム、統合宛名ファイル、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(びつたりサービス)、申請管理システム	事前	
令和5年4月5日	I-5-① 部署	健康づくり推進部 いきいき健康課	保健部 健康増進課	事後	
令和5年4月5日	I-5-② 所属長の役職名	いきいき健康課長	健康増進課長	事後	
令和5年4月5日	I-7 請求先	対馬市 総務部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	事後	
令和5年4月5日	I-8 連絡先	対馬市 健康づくり推進部 いきいき健康課 〒817-0016 長崎県対馬市厳原町東里303番地1 TEL.0920-52-4888	対馬市 保健部 健康増進課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 TEL.0920-58-1116	事後	
令和5年4月5日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月5日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	